## 地域の基準単収を大きく下回ったことの理由書

交付申請者

住 所 富山県南砺市口口

氏 名 00 00

交付申請者管理コード

対象畑作物名	地域の 基準単収 ①	地域の 基準単収 の2分の1 ②=①÷2	数量払の 交付申請数量 ③	(又は生産	付対象面積 予定面積) ④	交付申請者の 当年産の単収 ⑤=③÷④	規格外数量 及び 規格外相当 数量の合計
大麦	kg/10a ##0	kg/10a ##0	kg #. ##0	a #, ##0	m <sup>*</sup>	kg/10a #. ##0	kg <i>#, ##0</i>
交付申請者の当年産の単収(⑤)が、地域の基準単収の2分の1(②)を下回った理由について、以下の1~6の該当する全ての項目について、✔を入れてください。また、該当する事項がない場合には、その他に✔を入れた上で、具体的な理由を記載してください。※ 理由の根拠となる証拠書類の提出が必要です。 1. は種の段階における理由							
自然災害(風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因(地震・噴火を含む)による災害等)の理由により、適期のは 種が困難となった。							
文付申請者の体調不良(通院や入院等)や死亡等の理由により、適期のは種が困難となった。 での他							
<b>園場に排水溝を設置していたが、排水が不十分で滞留水があり、発芽不良で収量が減少した。</b>							
2. 生産・収穫の段階における理由							
自然災害(風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因(地震・噴火を含む)による災害等)の理由により、対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。							
雨虫害等により、対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。							
鳥獣害等により、対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。							
交付申請者の体調不良(通院や入院等)や死亡等の理由により、適切な生産が困難となり、対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。							
「「一」 その他							
<i>排水溝の連結・手直しを行ったが、滯留水の排水が完璧でなかった。</i>							
3. 出荷・販売の段階における理由							
<ul><li>農産物検査の受検又は品質区分の確認において、最低重量を確保することができず、受検等が不可能となった。</li><li>※最低重量を確保できなかった理由として、上記2及び3において理由の✔(必要に応じてその他の理由を記載)が必要。</li></ul>							
農産物検査の受検又は品質区分の確認において、規格外又は規格外相当に格付けされた数量が発生した。 ※品質の低下等の理由として、上記2及び3において理由の✔(必要に応じてその他の理由を記載)が必要。							
文付申請者の体調不良(通院や入院等)や死亡等の理由により、対象畑作物の出荷販売を行うことができなかった。							
需要者の倒産や引き取り拒否等により、対象畑作物の出荷販売を行うことができなかった。							
□ その他							
4. 激甚災害指定等の場合 (※地域農業再生協議会等による被害証明可)							
自然災害(災害復旧事業等対象)によるは種前の農地への被害(※共済証明がある場合または実施要綱4要件を満たす場合)							
自然災害(災害復旧事業等対象)によるは種後の対象畑作物及び農地への被害(※行政機関からの被害に関する公表資料があり、地域農業再生協議会等による被害状況の確認書類等がある場合)							
5. 1~4に掲げているもの以外の理由(ほ場条件の制約等による減収等)							

6. 地方農政局等からの栽培管理に係る改善指導に対して実施した改善措置について

改善措置を講じていない。 (この場合、当年産の面積払は返還又は交付をしないこととなります。)

以下のとおり、改善措置を講じた。

## (記載上の留意事項)

注1: 本様式は、畑作物の直接支払交付金における面積払の交付決定を受けた農業者及び実施要網IVの第1の1の(2)の③のオの(が)に該当する交付申請者で、数量払の交付申請数量の合計を面積払の交付対象面積(又は営農計画書に記載した生産予定面積)で除した単収が、地域の基準単収の2分の1に満たなかった場合に作成してください。

なお、地域の基準単収の2分の1に満たなかった対象畑作物が複数ある場合は対象畑作物の種類ごとに作成してください。

- 注2: 地域の基準単収の2分の1及び交付申請者の当年産の単収の項目は、小数点以下切り捨てで整理してください。
- 注3: 交付申請数量の項目は、品質区分にかかわらず、数量払の全交付申請数量を記載、規格外数量及び規格外相当数量(数量払の対象外となった数量)がある場合は、その数量を記載してください。
- 注4: 理由書の根拠となる証拠書類として、以下のa~eの該当するすべての書類等を提出してください。
  - a 地域の基準単収を大きく下回ることになった要因を裏付ける書類
    - ① 自然災害の場合:
      - 農作物共済の支払書類等
      - ・ 農作物の被害状況(撮影月日及び対象地番で生産された農作物であること)を明確に把握できる写真
      - ・ 農地の被害状況(撮影月日及び対象地番が把握できること)を明確に確認できる写真
      - 公的機関や地域農業再生協議会等が被害状況を確認した書類等
      - ・ 近隣地域を含め、天候不順等であったことが把握できる書類(気象庁公表データ等)等
    - ② 新たな生産技術の導入による場合:
      - ・ 前年産と当年産の生産技術等の相違を確認できる書類\(農作業日誌、会議資料や研修会資料、その他参考とした書類、農業生産資材購入等の書類(見積書、精算書、領収書)等
    - ③ 交付申請者の体調不良等の場合:
      - ・ 通院等の診療レセプト、診断書、入院証明、死亡届等
  - b 適切な生産が行われていたことが分かる書類

写真に、これが無いと認められません!

- 農作業日誌、種子や肥料の購入伝票等
- c ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類
  - ・ 農地に対策を施したこと (撮影月日及び対象地番が把握できること) を明確に確認できる写真や書類 (施工図、見積書、精算書、領収書)等
- d 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合 には、実施した改善措置が分かる書類
  - 改善指導通知の写し
  - ・ 改善のための会議資料や研修会資料、参考とした書類等
  - 改善に係る農業生産資材購入等の書類(見積書、精算書、領収書)等
  - ・ 農地に対策を施したこと(撮影月日及び対象地番が把握できること)を明確に確認できる写真や書類(施工図、見積書、精算書、領収書)等
- e その他書類
  - ・ その他必要に応じて基準単収を大きく下回った理由を裏付ける根拠となる書類等
  - ・ 農産物検査により格付理由が規格外となった数量が発生した場合は、農産物検査結果通知表の写し.
  - 農産物検査によらない品質区分の確認により交付対象とならない数量が発生した場合は、品質区分確認結果表の写し